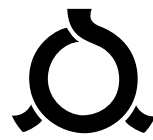


毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

○福島県原子力発電所立地地域振興基金貸付規則の一部を改正する規則

### 告示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件

○大規模小売店舗立地法により県が

意見を述べた件三件

○土地改良法により換地計画を適当と決定した件

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件

### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件

### 正誤

○平成二十三年十二月二十八日付け号外第八十三号中

## 規則

福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則及び福島県原子力発電所立地地域振興基金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

### 福島県規則第一号

#### 福島県市町村振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県市町村振興基金貸付規則(昭和六十三年福島県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「建設事業」の下に「(復旧復興事業に係る建設事業を除く。)」を加え、「公共施設等整備事業」と、同条を「公共施設等整備事業」と、同条に規定する建設事業のうち激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項の規定により激甚災害として指定された災害をいう。以下同じ。)に係る復旧及び復興に資する事業のための復旧復興事業並びに条例第一条に、「とに区分する」を「に区分する」に改める。  
別表第一 公共施設等整備事業の部の次に次のように加える。

復旧復興事業	復旧復興事業	激甚災害に係る復旧及び復興に資する事業のうち知事が特に必要と認める事業
--------	--------	-------------------------------------

別表第二 公共施設等整備事業の部の次に次のように加える。

復旧復興事業	復旧復興事業	激甚災害に係る復旧及び復興に資する事業を行う市町村(一部事務組合を含む。)
--------	--------	---------------------------------------

別表第三 公共施設等整備事業の部の次に次のように加える。

復旧復興事業	復旧復興事業	無利子	十五年以内(うち据置期間二年以内)
--------	--------	-----	-------------------

### 附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の福島県市町村振興基金貸付規則の規定は、平成二十三年三月十一日以後に発生した激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項の規定により指定された激甚災害(以下「激甚災害」という。)に係る資金の貸付対象事業については、なお従前の例による。  
(市町村財政課)

### 福島県規則第二号

#### 福島県原子力発電所立地地域振興基金貸付規則の一部を改正する規則

福島県原子力発電所立地地域振興基金貸付規則(昭和六十三年福島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3 別表第二区分の欄に掲げる特別資金及び普通資金として貸し付ける資金の額は、同表備考1及び2の規定にかかわらず、当分の間、知事が別に定める額とする。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

(市町村財政課)

告 示

福島県告示第八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十四年一月一日救急病院として認定した。

平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

名称

所在地

南相馬市立総合病院 南相馬市原町区高見町二丁目五四番 平成二六年二月三一日

認定有効期限

地の六

（地域医療課）

福島県告示第九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースポーツゼビオ福島矢野目店 福島県福島市南矢野目字桜内三十九番地二

ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ラトブ 福島県いわき市平字田町百二十番地

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津美里町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）リオン・ドール美里店 福島県大沼郡会津美里町高田前川原三千五百七十番地ほか二十五筆

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条で準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、大越俊ほか十一人が共同して行っている鬼沼地区の区画整理事業に係る換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年一月十六日から（二十二日間）  
年二月六日まで

三 縦覧の場所

郡山市役所

（農地管理課）

福島県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二三四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 保安林予定森林の所在場所

大沼郡金山町大字川口字横平八七二の五、八七二の六、八七四から八八〇まで、八八〇の口、二四〇七から二四一四一まで、字上薬師一〇二三の一、一〇二五の一、字日向平九〇二、二四一四の一（次の図に示す部分に限る。）、二四一四の三、二四一四の四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び金山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

喜多方市熱塩加納町加納字家ノ後乙一〇〇二の一、乙一〇〇三、字山畑乙八〇五、乙八〇五の乙、乙八〇六の一、乙八〇六の二、乙八〇七の一、乙八〇七の二、字川東大平山乙一〇〇四の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 保安林予定森林の所在場所

いわき市永崎字川畑一一八、二二五

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公 告

公告第六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十三年十二月二十六日

二 名称

特定非営利活動法人環境ワーキンググループ伊達

三 代表者の氏名

菅野 幸雄

四 主たる事務所の所在地

五 福島県伊達市保原町字半道四十九番地二  
 定款に記載された目的  
 この法人は、自然環境及び住環境の調査事業を通じて、市民の環境改善活動への幅広い積極的な参加を促し、市民の環境改善活動活性化に寄与することを目的とする。  
 (文化振興課)

公告第七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
 平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十二月二十六日
- 二 名称  
特定非営利活動法人くらそうねット
- 三 代表者の氏名  
宮崎 秀剛
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市堀河町二番七十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の様々な年齢層の方に対して、社会教育、子どもの健全育成、経済活動の活性化、消費者の保護を図る事業を行うことにより、地域社会の復興支援と社会教育の推進を目的とする。

(文化振興課)

公告第八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
 平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区の名称  
四時川沿岸土地改良区
- 退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 坂本 登 いわき市錦町蛭田二五番地  
同 佐藤 正輝 同 市錦町上中田五九番地  
同 星 國雄 同 市錦町花ノ井一二番地の二  
同 山田 益嗣 同 市錦町御宝殿二一番地  
同 近藤 定光 同 市錦町中ノ町八六番地

- 同 日渡 賢治 同 市勿来町関田南町一七番地  
同 秋元 昌彦 同 市勿来町四沢長塚三七番地  
同 平山 正榮 同 市川部町北ノ内三二番地の一  
同 小野 勝彦 同 市川部町橋本六三番地  
同 沢田 武好 同 市川部町大久保一二四番地の一  
同 星 定見 同 市錦町花ノ井一〇番地  
同 赤津 正敏 同 市錦町中迎一丁目八番地の三  
同 安島 英夫 同 市錦町安良町三番地

就任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 坂本 登 いわき市錦町蛭田二五番地  
同 佐藤 正輝 同 市錦町上中田五九番地  
同 星 國雄 同 市錦町花ノ井一二番地の二  
同 山田 益嗣 同 市錦町御宝殿二一番地  
同 近藤 定光 同 市錦町中ノ町八六番地  
同 根本 勝 同 市勿来町関田北町一八番地  
同 小野 一男 同 市勿来町四沢前ノ内三七番地  
同 芳賀 一三 同 市川部町横根二三番地の一  
同 小野 勝彦 同 市川部町橋本六三番地  
同 沢田 武好 同 市川部町大久保一二四番地の一  
同 星 定見 同 市錦町花ノ井一〇番地  
同 鷺 龍雄 同 市錦町成沢七〇番地  
同 金成 雄 同 市錦町鷺内二九番地

(農村計画課)

公告第九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。  
 平成二十四年一月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 土地改良区の名称  
中島村土地改良区
- 退任した役員  
役別 氏名 住所  
理事 加藤 幸一 西白河郡中島村大字川原田字下町九三番地  
同 小室 勝美 同 郡同 村大字滑津字本法寺裏六四番地  
同 瀬谷 富雄 同 郡同 村大字二子塚字館下五番地  
同 宮本 昭 同 郡同 村大字松崎字松美一〇番地  
同 小平 喜久男 同 郡同 村大字吉岡字町畑一五〇番地の三号

